

核物質及び放射性物質に係る規制体系

1 . 輸送関係以外の規制体系

法 律	規制区分	所管官庁	
原子炉等規制法 ¹ (核物質)	製錬	経済産業省	
	加工	経済産業省	
	原子炉	発電炉	経済産業省
		試験炉	文部科学省
		実用船用炉	国土交通省
	貯蔵	経済産業省	
	再処理	経済産業省	
	廃棄	経済産業省	
	使用	文部科学省	
	国際規制物資(保障措置)	文部科学省	
放射線障害防止法 ² (原子炉等規制法、薬事法、医療法の対象を除く。)(放射性物質)		文部科学省	
薬事法	(医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器)	厚生労働省	
医療法	(病院、診療所、助産所)	厚生労働省	

1 : 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

2 : 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

2 . 輸送関係の規制体系

法律	輸送方法	確認事項等	所管官庁
原子炉等規制法 (核物質) 放射線障害防止法 (放射性物質)	陸上輸送	輸送物が技術上の基準に適合することの確認	文部科学省 経済産業省 国土交通省
		輸送方法が技術上の基準に適合することの確認	国土交通省
		輸送経路、日時等の届出、指示	都道府県公安委員会
船舶安全法	海上輸送	輸送物、輸送方法が技術上の基準に適合することの確認	国土交通省
		輸送経路、日時等の届出、指示	海上保安庁
航空法	航空輸送	輸送物、輸送方法が技術上の基準に適合することの確認及び輸送経路、日時等の届出、指示	国土交通省